

特定非営利活動法人日本高血圧協会 会則

(会費)

第1条 この法人の会費は、次に掲げる額とする。

正会員 (個人)	年会費 1,000 円
正会員 (団体)	年会費 20,000 円
賛助会員 (個人)	年会費 5,000 円
賛助会員 (団体)	年会費 50,000 円

(会員の特典)

第2条 会員は、年間で会報及び約1年分に相当する血圧手帳の配布を受ける。

(ブロックの定義)

第3条 定款記載のブロックは、北海道、東北、関東・甲信越、中部・東海・北陸、関西、中国、四国及び九州の8ブロックとする。

(定款第21条但書前段に基づく規定)

第4条 定款第21条但書前段に基づき、北海道を以下の2支部とする。

- ① 道北・道東支部
- ② 道央・道南支部

令和06年01月20日 ブロックの再編に伴い施行